

地方独立行政法人北海道立総合研究機構寄附金規則

平成22年4月1日規程第51号

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が受け入れる寄附金について、その取扱いに関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「寄附金」とは、法人における業務の推進を目的に寄附される現金及び有価証券であって、次に掲げる経費に充てるものをいう。

- (1) 道総研の研究に要する経費
- (2) 道総研の施設・設備の整備に要する経費
- (3) その他道総研の業務遂行に要する経費

(受入れの制限等)

第3条 次に掲げる条件の付されている寄附金は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に贈与すること
- (2) 寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (3) 寄附者が寄附金の使途について調査を行い、又は使途について報告を求めること
- (4) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (5) 研究上支障があると認められる条件
- (6) その他道総研の業務遂行に支障があると認められる条件

(申込み)

第4条 寄附金の申込みは、寄附申込書（別記様式）により受付けるものとする。

2 所属の長は、寄附金の申込みを受け付けたときは、経理責任者を通じて理事長に報告するものとする。

(受入れの決定等)

第5条 理事長は、寄附金の申込みがあったときは、寄附金の使途目的が道総研の業務遂行上、有意義であり、かつ、支障がないと認められるものについて、受入れの決定をするものとする。

2 理事長は、受入れの決定をしたものについては、役員会に報告するものとする。

(使途変更等)

第6条 理事長は、所属の長から寄附目的を達成し、残額が生じ、他の使途目的に使用する旨の申請があったときは、適当と認められる場合に限り当該申請を承認するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。